

令和7年第2回（3月）辰野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集告示年月日 令和7年2月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和7年3月3日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	古 村 幹 夫	2番	松 澤 千代子
3番	栗 林 俊 彦	4番	吉 澤 光 雄
5番	牛 丸 圭 也	6番	小 澤 瞳 美
7番	向 山 光	8番	樋 口 博 美
9番	高 木 智 香	10番	林 政 美
11番	本 田 光 陽	12番	小 林 テル子
13番	津 谷 彰	14番	舟 橋 秀 仁

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 令和7年度辰野町一般会計予算
日程第 4 議案第 2 号 令和7年度辰野町上水道事業会計予算
日程第 5 議案第 3 号 令和7年度辰野町下水道事業会計予算
日程第 6 議案第 4 号 令和7年度辰野町国民健康保険特別会計予算
日程第 7 議案第 5 号 令和7年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第 8 議案第 6 号 令和7年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9 議案第 7 号 令和7年度町立辰野病院事業会計予算
日程第 10 議案第 8 号 令和7年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
日程第 11 議案第 9 号 令和7年度辰野町介護保険特別会計予算
日程第 12 議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について
日程第 13 議案第 11 号 辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例
の制定について
日程第 14 議案第 12 号 辰野町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例につ
いて
日程第 15 議案第 13 号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について
日程第 16 議案第 14 号 辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条
例の一部を改正する条例について

日程第 17	議案第 15 号	辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 16 号	辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 17 号	辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 20	議案第 18 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 21	議案第 19 号	辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 22	議案第 20 号	辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を求める条例及び辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 23	議案第 21 号	辰野町保育園条例の一部を改正する条例について
日程第 24	議案第 22 号	辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 25	議案第 23 号	辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 26	議案第 24 号	辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
日程第 27	議案第 25 号	令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 15 号）
日程第 28	議案第 26 号	令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 29	議案第 27 号	債権の放棄について
日程第 30	報告第 1 号	専決処分の報告について
	報告第 2 号	令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
日程第 31	請願・陳情について	

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武居 保男	副町長	山田 勝己
教育長	宮澤 和徳	代表監査委員	中村 文昭
総務課長	加藤 恒男	まちづくり政策課長	三浦 秀治
DX推進担当課長	赤羽 謙一	住民税務課長	桑原 高広
保健福祉課長	竹村 智博	子育て応援課長	高倉 健一郎
産業振興課長	岡田 圭助	事業者支援担当課長	菅沼 隆之
建設水道課長	熊谷 健司	会計管理者	上島 淑恵
学校支援課長	小澤 靖一	学びの支援課長	福島 永
辰野病院事務長	桑原 さゆり		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 菅 沼 由 紀

議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番 牛 丸 圭 也

議席 第 6 番 小 澤 瞳 美

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立） 礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回 3 月辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 2 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

皆さんおはようございます。本日、ここに令和 7 年第 2 回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄ご多用のところご出席を賜り感謝申し上げます。さて今年も 1 月 31 日に毎月人口異動調査に基づく昨年 1 年間の長野県の人口増減数が発表されました。県全体では年間 1 万 5,478 人の減、23 年連続で減少し 2002 年以降最大の減少、自然増減は 21 年連続減少しましたが、社会増減は 3 年連続の増加となりました。辰野町については年間 280 人減少となりましたが、その内訳は社会増減で 21 人減少に対し、自然増減では出生 71 人、死亡 311 人、差し引き 259 人と、少子高齢化に伴う大きな現象がありました。まちづくり政策課の分析では、転出者の多くが 20 代から 30 代の方で、特に 20 代の女性が都会に出て行ったまま戻ってこない傾向にあることが判明しており、これが 10 年前に比べ約 30% 減少している出生率の急激な低下、少子高齢化にも繋がっています。若者には都会へ根強い憧れを抱く傾向がありますが、今後は都会に出ていった人たちに戻ってきてもらう、中長期的な戦略が必要です。地理的条件等の違いもありますが

今回の発表では、転入が転出を上回る社会増となった市町村が近隣にもいくつかありましたので、それらの取り組みも研究し、若い世代や各地域の考え方をお伺いする機会を設け、議員各位のお知恵もお借りしながら、来年度策定の後期基本計画に反映していきたいと思います。さて、令和 7 年度当初予算については、議案第 1 号から第 9 号の提案説明でもご説明しますが、人口減少や厳しい財政状況の中でも、子どもから高齢の方まで、誰もがいきいきと暮らすことができる町、町内外の人や企業が集い活気を生み出す町を目指し、新町発足 70 周年、新たに 10 年を切り開く予算としました。中でも未来を担う子どもたちと女性の活躍を応援する事業について、特に力を入れていきたいと考えています。病児・病後児保育施設の開設とともに、総合的に子ども施策を進めるための子ども計画の策定、こども誰でも通園制度の試行、フリースクール運営補助金の創設、東部保育園の改修などとともに、女性のテレワーク就業支援、女性が好きなことや特技を仕事に繋げるセミナー費用の一部負担など、働きたい女性を応援してまいります。さらにゼロカーボン、脱炭素や有機農業の推進、松枯れ対策等の持続可能なまちづくり、ウォーターパーク跡地の活用、学校のあり方、奉仕団のあり方検討等の課題等にも向き合い、今後の町の将来を見据えた改革を進めてまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、令和 7 年度の一般会計予算と特別会計予算 9 件、条例の制定 2 件、一部改正 13 件、令和 6 年度の補正予算 2 件、債権の放棄 1 件の合計 27 議案と、報告事項 2 件であります。なお、最終日に県の生活困窮者価格高騰特別対策事業補助金に係る一般会計補正予算と、人事案件 1 件の計 2 議案を追加議案として提案させていただく予定です。よろしくお願ひいたします。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決、同意くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により、議席 5 番、牛丸圭也議員、議席 6 番、小澤睦美議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（松澤）

皆さんおはようございます。去る、2月27日に議会運営委員会を開催し、令和7年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月26日辰野町告示第8号によって、辰野町長より3月定例会を3月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長が朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程案 朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より3月19日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和7年度辰野町一般会計予算から日程第11、議案第9号、令和7年度辰野町介護保険特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の大要について説明を求めます。

○町長

令和7年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり、予算編成の大要を申し上げます。令和7年度一般会計予算の総額は103億5,000万円で前年度当初予算と比較して7億3,000万円、7.6%の増となりました。歳入について町税は町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、入湯税の增收、町たばこ税の減収を見込みました。地方特例交付金は、令和6年度に実施された個人住民税の定額減税に伴う補填措置分の減額、地方交付税は国の地方財政計画と交付実績から増額を見込みました。その他交付金は、令和5年度実績と前年度の収入見込み額をもとに算定しています。一般財源の不足分は財政調整基金等の取り崩しにより対応しま

す。歳出は、辰野町第 6 次総合計画における 6 つの基本目標と行財政計画、3 つの重点テーマに加え、実施計画にある緊急性の高い事業と、各課が選択した重要度の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、1. 「ホタルが飛び交う自然豊かなまち」としては、「2050 ゼロカーボンたつの」の実現に向け、再生可能エネルギー製品等の導入にかかる費用を補助する辰野町ゼロカーボン推進補助金、荒神山テニスコート周辺の照明 LED 化を行います。新町発足 70 周年を迎えるにあたり記念事業を実施、協働のまちづくり支援金事業にも 70 周年記念に関する自主事業を加えます。2. 「みんなが活躍できるまち」としては、よりあい事業補助金で地域課題解決を支援、令和 8 年度からの辰野町第 6 次総合計画後期基本計画を策定します。また 5 年に一度実施される功績者表彰を行います。3. 「いつまでも健やかに暮らし続けられるまち」としては、障がいをお持ちの方の生活、社会活動を福祉サービス等により支援します。各種検診の受診率向上、重症化予防のための生活指導のほか、子どもと妊婦へのインフルエンザワクチン予防接種、帯状疱疹ワクチン接種費用等を助成します。また辰野町赤十字奉仕団のあり方を検討します。4. 「次代を担う人材が育つまち」としては病児・病後児保育施設の運営を開始、総合的に子ども施策を進めるためのこども計画を策定します。こども誰でも通園制度の試行、小中学校給食費の物価高騰分の負担、フリースクール運営団体に対しての補助金の新設、平出保育園の統合に合わせて行う東部保育園の施設改修と駐車場の整備等、子育て支援・環境を強化します。辰野町民会館の学習室を無料開放し、自主学習の場を提供します。辰野町民会館ホール天井と照明 LED 化改修工事、小野シダレグリ遊歩道整備工事等を実施します。5. 「活力と魅力のある仕事のあるまち」としては、有機農業推進事業において、環境に優しい安心・安全な米を学校給食に提供する際の助成、有機 JAS 認証取得に関する補助、土づくり対策、有機農業推進イベントの開催等を行います。松枯損木を早期発見・駆除し、松くい虫による被害拡大を防止します。女性のテレワーク就業支援、好きなことや特技を仕事につなげる小商いヤッテミレバ！キャンプ実行委員会負担金で働きたい女性を応援します。6. 「安全で快適に暮らし続けられるまち」として、全国瞬時警報システムを新型受信機に更新します。消防団第 4 分団へ消防ポンプ車を配備、小野藤沢地区へ耐震性貯水槽を新設、消防団の活動服を新基準のものへ更新する等、消防力の強化を図るほか、広域避難所へ空調設備を設置します。幹線道路の整備として、町道 1 号線の舗装補修工事、町道 8

号線の歩道整備を実施します。7. 「未来志向の行財政改革」としては、フロントヤード改革の取り組みで、申請書自動作成システム機器の設置、電子申請連携機能を拡張し、行政手続きの利便性を向上させます。町議会にタブレット端末を導入しデジタル化を進めます。地域レジリエンス・ソーラーシステムの供用開始、役場庁舎・保育園等公用施設の照明 LED 化により二酸化炭素排出削減を目指します。老朽化した旧樋口保育園を解体します。このほか小中学校 1 人 1 台端末の更新、子どもの居場所づくりの推進、伴走型相談支援事業の充実等の子ども・子育て支援のほか、町内道路の改良、舗装、橋梁の補修工事、学校施設や保育園等の改修を実施します。次に特別会計は 8 会計で 93 億 2,181 万 1,000 円、前年度当初予算と比較して 9.8% の減額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計では、安心・安全で廉価な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理に努め、管路を含む各施設の更新改良工事を計画的に進めてまいります。主な事業として桜沢水源導水管布設替工事、水管橋移設工事を行います。下水道事業会計では、生活基盤インフラとして安定した下水処理推進のため、施設の長寿命化事業を計画的に進めるとともに、適正な維持管理を行い良好な水環境保全に努めてまいります。下水道管渠ストックマネジメント関連事業や下水管路施設点検調査事業を実施します。国民健康保険特別会計では、高齢化や医療の高度化により医療費は増加するものの、被保険者は減少傾向であるため医療費適正化の取り組みを積極的に行い、安定的な財政運営に努めてまいります。町立辰野病院事業会計では、持続可能な地域医療体制を確保するため、収益確保や地域との連携強化など、地域に密着した病院となるよう、職員が総力をあげて病院の経営強化に取り組んでまいります。介護保険特別会計では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいの支援が包括的に確保される体制づくりを継続的に推進してまいります。以上、令和 7 年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げました。厳しい財政状況が続いておりますが予算の効率的運用を図り、最少の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。辰野町第 6 次総合計画前期基本計画の最終年度となる令和 7 年度予算は、子ども・子育て環境の整備、働きたい女性への支援、フロントヤード改革をはじめとした DX の推進、二酸化炭素排出削減の取り組み、町有施設の大規模改修等を行います。人口減少や厳しい財政状況の中でも、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らす

ことができるまち、町内外の人や企業が集い活気を生み出すまちを目指し、祝新町発足 70 周年、新たな 10 年度を切り開く予算として編成しました。総合計画に掲げられたまちの将来像「一人ひとりの活躍がつくり出す 住み続けたいまち」の実現に向け邁進してまいります。以上、各会計の予算編成の大要を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧いただき、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

○議 長

これより各会計の予算について質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議案は、お配りしております各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 10 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。刑法等の改正により、これまでの懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されます。これら 2 つの刑罰を罰則その他の規定に含む 5 つの条例、辰野町議会の個人情報の保護に関する条例、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例、辰野町職員の分限に関する条例、辰野町公共物管理条例、辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、それぞれの刑罰を拘禁刑に改めるものであります。施行日は、法律の施行に合わせて、令和 7 年 6

月 1 日からとします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。日程第 13、議案第 11 号、辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

議案第 11 号、辰野町病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。今年度辰野病院敷地内に新たに病児・病後児保育施設を建設したことに伴い、管理運営施設の利用に関して必要な事項を定めるものであります。病児・病後児保育事業は、病気中や病気の回復期で集団での保育が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で看護できない児童を、専用の保育室で保育士等がお預かりすることにより、児童にとって無理のない環境で保育する事業です。子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援の充実のため、町内に設置することで病児・病後児保育事業において更なる充実を図ることとした。このたびの施設の完成により辰野病院とも協力しながら、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育することにより、今後も子育て世帯を取り巻く環境の変化、多様化に対応できる子育て支援体制を整えながら、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。施行日は、施設の完成に合わせて令和 7 年 4 月 1 日からとします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 11 号に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております、議案第 11 号は福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 12 号、辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い、この法律の条項を引用する 3 つの条例、辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、辰野町税条例、辰野町都市計画税条例について発生する項目番号のズレを調整するものであります、内容に変更はございません。番号法第 2 条定義の第 8 項として、カード代替電磁的記録スマートフォン搭載のマイナンバーカード機能が、追加されたために繰り下げとなつた以降の項を引用するそれぞれの箇所の項目番号を修正するものであります。施行日は、法律の施行に合わせて、令和 7 年 4 月 1 日からとします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、辰野町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第13号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例で定める補償基礎額を改正するものであります。新旧対照表1ページをご覧ください。第5条第2項第2号は、消防作業に従事または救急業務に協力したことで、負傷や死亡した場合等の公務災害補償の基礎額の最低限度額を9,200円から9,700円に、最高限度額を1万4,200円から1万4,500円にそれぞれ引き上げます。2ページをご覧ください。同条第3項、扶養親族1人当たりの加算額について、第1号、配偶者については217円から100円に引き下げ、第2号、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、333円から383円に引き上げ、その他につきましては現行の217円に据え置くものでございます。3ページの第5条関係の別表は、消防団員についての補償基礎額で、階級、勤続年数で定められた額を政令に定める額と同額に、それぞれ引き上げとするものであります。施行日は令和7年4月1日からとし、施行日以降に支給対象となる事由が発生した事案から適用となります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 13 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 14 号、辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例で定める消防団員の退職報償金の支給額を改正するものであります。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 2 条関係別表について、勤続年数区分に新たに 35 年以上の区分を設け、階級に応じ退職報償金を支払うものとします。施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとし、施行日前に退職した消防団員については、従前の定めのとおりといたします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 14 号、辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。日程第 17、議案第 15 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第 18、議案第 16 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 19、議案第 17 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上 3 件を一括議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

はじめに、議案第 15 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 6 年 8 月人事院勧告を受け、令和 7 年 4 月 1 日以降の職員の給与手当等を改正するものであります。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 2 条、再任用短時間職員に支給する給与に住居手当と寒冷地手当を加えます。第 13 条、扶養手当の支給対象とする扶養親族から配偶者を削除いたしました。2 ページをご覧ください。第 14 条、子に係る扶養手当を月額 1 万 3,000 円に引き上げます。なお、附則第 4 条により、令和 7 年度中は子に係る扶養手当を月額 1 万 1,500 円とし、配偶者に係る手当を月額 3,000 円とします。第 15 条、扶養手当の支給方法につきましては、国が示す準則により規則に委任することとされたため削除いたします。3 ページの第 26 条、期末手当、4 ページの第 29 条、勤勉手当につきましては、前回の改正で令和 6 年度の当初より、それぞれ年間 0.05 月分引き上げたものを 6 月期、12 月期で平準化とします。別表第 1 の給料表は全面改正し、3 級以上の初号近くの号俸をカットし、各級の初号の額より引き上げとするものであります。続きまして、議案第 16 号、辰野町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。これも人事院勧告等に準じ、町議會議員と常勤の特別職の期末手当の率を改正するものであります。第 1 条の議員報酬、第 2 条の常勤の特別職、町長、副町長、教育長でございますが、これらの給与ともに前回の改正で、令和 6 年度当初より年間 0.05 月分引き上げたものを、6 月期、12 月期ともに 100 分の 172.5 月とし平準化するものであります。最後に、議案第 17 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。会計年度任用職員の待遇改善のため一般職の改定に合わせて、会計年度任用職員の期末手当等の支給率を改正するものであります。期末手当の支給率を 100 分の 125 に改正し、本年度当初の支給率より年間 0.05 月分引き上げます。勤勉手当の支給率はフルタイムの会計

年度任用職員については 100 分の 102.5 に改正し、本年度当初より年間 0.05 月分引き上げとしますが、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、近隣市町村の動向に合わせて据え置きといたします。なお、それぞれの給料は一般職と同じ給料表を用いておりますので、実質は一般職同様の引き上げとなります。各条例とも施行日は令和 7 年 4 月 1 日からです。以上、一括して提案理由を申し上げました。

ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 20、議案第 18 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 18 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれを整理するため、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。暫定再任用職員に関して規定をしておりました、法律の附則第 9 条の第 2 項が第 6 項に変わり、第 2 項が削除されたことに伴い、それぞれの関係する条文を改めるものでございます。本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第19号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。この条例改正は、コンビニエンスストア等に設置されている、多機能端末機、通称マルチコピー機にて取得できる各種証明書等の発行手数料を現行、戸籍400円、各種証明書等250円をすべて50円へ減額するための改正であります。これは国、県、辰野町が進めるマイナンバーカードの普及及び利用促進のため実施するものであり、マイナンバーカードの健康保険証利用だけではなく、様々な利用価値があることへの周知に繋がり、普及促進を図るとともに利用促進を図ります。また、DX推進室と共同で実施しているフロントヤード改革の一環、行かない窓口としての取り組み、平日昼間に役場窓口に来庁せずとも、全国どこのコンビニエンスストアでも発行することができるサービスを利用していただき、役場窓口へ行かずとも戸籍等を取得できるという便利さを、多くの方に知っていただくためのものであります。施行日は令和7年4月1日からとなります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願ひいたします。

○議長

議案第19号に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 19 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 22、議案第 20 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 20 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法の一部が改正されたことに伴い、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、栄養士免許の取得をせずに管理栄養士国家試験の受験が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表 1 ページをご覧ください。まず 1 条関係、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の第 151 条第 13 項は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所等を併設する事業所において、両施設に兼務できる職員配置の規定に、管理栄養士を追加するものでございます。2 ページをご覧ください。2 条関係の辰野町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の、第 17 条第 1 項第 2 号は、家庭的保育事業等に栄養士の資格を有さない管理栄養士を、配置できるようにするため改正するものでございます。施行日は令和 7 年 4 月 1 日からです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 20 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

議案第 21 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和 8 年度に平出保育園と東部保育園を統合し、令和 7 年度末に平出保育園を閉園するため、本条例の一部を改正するものであります。以前より平出保育園については、様々な場で話し合いが行われてきた経過がございますが、令和 6 年 2 月の子ども・子育て会議において、平出保育園の今後の方向性について意見聴取を行い、東部保育園との統合の方向で協議を進めていくという方針が示されました。その後、平出区からは地元の平出保育園の方検討委員会から、平出保育園の存続の実現が難しいという検討結果を受け、区としては町の平出保育園の東部保育園への統合の方針に沿う結論に至ったと報告を受けました。その後、昨年 7 月の子ども・子育て会議、保護者会への説明会、アンケート調査を行い、昨年 11 月に行った子ども・子育て会議の席で平出保育園保護者会でまとめた意見として、早期の統合、令和 7 年度に閉園し、令和 8 年度 4 月の統合といった要望が出されたことに伴い、統合時期は令和 8 年 4 月とすることが決定されました。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。このたびの改正は閉園・統合時期が決定したことによるもので、保育園条例の別表第 1 の保育園の名称及び位置、別表第 2 の保育園の定員について

平出保育園の表示を削除するものです。子ども・子育て会議後につきましては、再度保護者会で説明し要望などを聞く機会を設けてきました。今後は保護者の要望に沿うような検討を行うとともに、保育園相互の交流も進めてまいりたいと考えております。施行日は、平出保育園閉園後の令和 8 年 4 月 1 日からです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 21 号に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議案となっています議案第 21 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 24、議案第 22 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 22 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、令和 6 年政令第 102 号等が施行されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参照基準を改正するため、条例の一部を改正する必要が生じたものです。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 3 条を右のとおり全部改正するものでございます。新旧対照表 3 ページをご覧ください。第 4 条を右のとおり全部改正するものでございます。改正の内容につきましては、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保をすることを目的に、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や技術上の実務経験年数の見直し等でございます。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 22 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。日程第 25、議案第 23 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 23 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。下水道法施行令の一部改正に伴い、指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させている規制を廃止し、複数営業所を兼任することができること、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定できることが可能となったことについて、それに伴い条例の一部を改正するものです。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 9 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 4 号中の専属を選任に改め、第 10 条第 1 項第 1 号中の営業ごとにを削り、が 1 名以上専属している者であることを選任していること。ただし、同一事業者の他の営業所について兼任することを妨げないに改めます。新旧対照表の 2 ページをお願いします。別表第 1 中の大腸菌群数を大腸菌数に改めるものです。施行日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 23 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。日程第 26、議案第 24 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○学びの支援課長

議案第 24 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。令和 6 年度実施しております令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事によって、空調設備が設置されたのに伴い、辰野西小学校第 1 体育館を町民に開放する際、この空調設備を使用するための使用料を設定するために条例を改正するものです。新旧対照表をご覧ください。第 2 条及び別表の（6）体育施設照明を（6）体育施設設備に、別表の利用時間を使用時間に、区分の前に設備を加え、学校体育館の西小学校の項目に空調を新たに加えます。空調設備の使用料を一時間 1,200 円に定めます。また、文言の統一を図るためグランドをグラウンドに、学校体育館の西小と学校校庭の西小の使用時間を午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までと改正するものです。この条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日とします。以上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 24 号に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 24 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 27、議案第 25 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 15 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 15 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え事業費確定による国、県支出金等の変更及び不用額の調整や、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業、児童手当、身体障害者等支援事業、町税過誤納の還付金等を追加するものであります。補正総額は 2 億 892 万 1,000 円の追加で、予算総額は 106 億 8,010 万 9,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債の追加であります。歳出につきましては、総務費で現在使用していない機械室を作業場所として活用できるようにする内装工事、令和 5 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の過年度、国、県支出金の確定による町税等過誤納還付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して購入する、自動ラップ式トイレ、ポータブル電源等の災害備蓄、備品購入費の追加等であります。民生費は福祉医療給付金、身体障害者等支援事業に係る扶助費、養護老人ホーム入所措置費、児童手当に係る費用、物価高騰による光熱水費及び賄材料費等の追加、事業費確定による地方債の財源組替等であります。衛生費では、辰野図書館照明 LED 化において照度を確保するための改修工事の増工、子宮がん及び肺がん検診委託料、上伊那広域連合負担金の追加、国県支出金の交付決定による財源組替等であります。農林水産業費では、水利施設管理強化事業、西部辰野地区の負担金果実選果場再編事業生産者支援補助金、松枯損木処理委託料等の追加等であります。土木費では草刈機購入の追加、事業費の確定による地方債の財源組替等であります。教育費では、西小学校体育館に新たに新設されたガス式空調機等への燃料費、光熱水費、両小野中学校組合負担金、下飯沼沢生活改善センターの塗装に係る分館改修工事補助金の追加、事業費確定による地方債の財源組替等であります。公債費では臨時財政対策債償還基金費の追加交付により積み立てた減債基金への財源組替です。繰越明許費補

正は通学路緊急対策交通安全事業、町道 8 号線歩道整備工事において施工区間を延長したことにより、年度内の完了が困難となるため翌年度へ繰り越すもので、2,280 万円の追加であります。債務負担行為補正は、地域レジリエンス・ソーラーシステム賃貸借の事業内容確定による限度額の減額と期間の変更であります。地方債補正是各事業について、事業費が確定したことにより追加・変更するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 28、議案第 26 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 26 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 180 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 3,914 万 3,000 円とするものであります。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入です。国庫支出金について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等事業により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を 180 万 3,000 円増額するものであります。続きまして、7 ページをご覧ください。歳出です。総務費について情報センター負担金の増額により、39 万 2,000 円増額するものであります。8 ページをご覧ください。保健事業費について、健康ポイント事業の利用者の増加により 6 万円増額するものであります。ちなみに 1 月末時点で 100 ポイントを集めた方が約 300 人いらっしゃいます。9 ページをご覧ください。予備費について、本補正の歳入歳出の差し引き分を増額するものであります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 26 号、令和 6 年度辰野町国民健康

保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第27号、債権の放棄について提案理由を申し上げます。町立辰野病院診療費一部負担金の債権の放棄につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、債権の名称は町立辰野病院診療費一部負担金、債権の金額は合計で83万5,554円、債権の放棄件数は合計で19件でございます。債務者並びに放棄の理由につきましては、別紙のとおり債務者の死亡または居住不明、相続放棄等によるものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第27号に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第27号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第30、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第1号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責任を負うものについて、専

決処分を行いましたので報告いたします。町の道路施設による財物事故 2 件であります。1 件目は、令和 6 年 10 月 16 日、新町の町道 1108 号線において、伊那新町駅付近を通行中の相手方の自動車が、道路左側にいた歩行者を避けるため、道路右側に寄って走行したところ、経年劣化で不安定な状態で道路側溝にかけてあったグレーチングが跳ね上がり、車両右側のバッテリーカバーを損傷させてしまったものであります。示談が成立し、賠償金額 5 万 4,703 円を支払いました。専決日は令和 6 年 12 月 6 日であります。2 件目は、令和 6 年 11 月 1 日平出の町道 77 号線において、相手方の車両が県道から昭和橋方面へ走行し駐車場へ進入する際、経年劣化で不安定な状態で道路側溝にかけてあったグレーチングが跳ね上がり、車両右前輪のマットカバーを損傷させてしまったものであります。示談が成立し、賠償金額 1 万 2,320 円を支払いました。専決日は令和 7 年 2 月 4 日です。なお、それぞれの事故箇所の道路側溝は、その後修復が完了しております。本件 2 件の補償につきましては、全国町村会総合賠償補償保険にて処理いたしました。以上報告いたします。

○議 長

ただいま報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 2 号、令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告を求めます。

○教育長

はい。報告第 2 号、令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。評価報告書の 1 ページ、(1) 目的をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。令和 5 年度の辰野町教育委員会の事務事業について、教育委員会担当者による自己点検と、評価委員による外部評価が完了しました

ので、その結果を報告書として提出するものです。詳しくは、学校支援課長に説明いたさせますので、お聞きとりいただきたいと思います。

○学校支援課長

それでは報告書の大要について説明申し上げます。1 ページ (2) 以降をご覧ください。評価は辰野町第 6 次総合計画前期基本計画の主要施策に掲げた事務事業を対象に行いました。評価の方法は、令和 5 年度の実績と成果に基づき、事業の進捗に対する総合的な評価、事業の継続性、協働・共創の観点で事務事業担当者が自己点検を行い、評価委員による評価を受けました。評価委員として、根橋久人氏と桑澤英明氏の 2 名にお願いし、評価委員会を 2 回開催いたしました。2 ページをご覧ください。対象とした事務事業評価の一覧表でございます。27 の事務事業を評価し、今後の方向性、事業の継続性を見出しております。3 ページをご覧ください。評価委員による評価結果の全般事項でございます。主な事項について申し上げます。①実績と成果といたしまして、令和 5 年度につきましては、きめ細やかな配慮と工夫により事業が計画通り行われている。辰野東小学校に学びの支援教室たつのこ学舎を新たに開設し、早い段階で支援が必要な児童生徒に寄り添うことができた。生涯学習に関して、町民のニーズを的確にとらえた講座が開かれ受講者が増えている。特に辰野町郷土研究会による地域研修は好評であった。美術館や図書館においても、来館者の増加を目指した各種の取り組みが行われたとの評価をいただきました。一方、②課題と今後の方向として、各種施設の環境整備に引き続き取り組むこと、幼少の頃から身近にある本物の芸術文化に触れる機会を増やし、子どもたちの感性と本物を見る目を養うこと、関連する諸団体との連携や町民参加による視点で事業内容や推進方法をさらに工夫することなどのご助言をいただきました。4 ページの表は自己点検の評価基準でございます。5 ページ以降は、事務事業別に総合的な評価、事業の継続性、協働・共創の観点で行った自己点検結果と、令和 5 年度に取り組んだ内容及び成果を表にまとめ、これらに対する評価委員による評価を外部評価として記載しておりますのでご覧ください。なお、10 ページに、教育委員会の独自の取り組みとして、少子化に対応した辰野町立小中学校あり方の検討について記載いたしました。報告は以上です。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておき

たいという点に限って質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 31、請願陳情についてを議題といたします。請願陳情につきましてはあらかじめその写し及び文書表を配付しております。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議 長

要望第 3 号は、陳情取り扱い基準に沿って文書配付といたします。陳情第 2 号は総務産業常任委員会、陳情第 1 号及び陳情第 4 号は、福祉教育常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって文書表のとおり各常任委員会へ付託することに決しました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

3月3日 午前 11時 32分 散会